議員の派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

令和7年9月9日

鹿追町議会議長 上 嶋 和 志

記

- 1 十勝町村議会議長会議員研修会
 - (1) 目 的 議員としての識見を高め、議会活性化に資するため
 - (2)派遣場所 幕別町民会館
 - (3)派遣期間 令和7年10月30日(木)(1日間)
 - (4)派遣議員 全議員
- 2 その他 上記の派遣内容に変更が生じた場合は、その扱いについ て議長に一任する。